

## 休業・時短要請対象外店舗への主な支援策

小売店、理・美容店、タクシー、ドラッグストア、食品加工・製造業者等

※夜間営業を行っていないまたは酒類、カラオケ設備を提供しない飲食店等を含む  
 ※上記は具体例であり、様々な業種の方が対象となり得ます。

10月分追加

### 国 緊急事態宣言の影響を受けた事業者への支援 (月次支援金)

中小法人等  
**20万円** / 月を上限に支給  
 個人事業者等

**10万円** / 月を上限に支給

【申請期間 (9月分) : 令和3年10月1日~11月30日】  
 【申請期間 (10月分) : 令和3年11月1日~令和4年1月7日】

・緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること  
 ・緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、措置の影響を受けて月間売上が前年又は前々年の同じ月と比べて**50%以上**減少していること  
 を満たした場合、中小法人等20万円、個人事業者等10万円を上限に支給

【国】月次支援金事務局 相談窓口  
 0120-211-240  
 (毎日8時半~19時)



※ 酒類販売事業者への上乗せ支援 ※

10月分追加

### 県 福岡県中小企業者等月次支援金

県内に本社・本店のある酒類販売事業者  
 (ア)法人 **20万円** / 月、個人 **10万円** / 月  
 (イ)法人 **40万円** / 月、個人 **20万円** / 月  
 (ウ)法人 **60万円** / 月、個人 **30万円** / 月  
 (エ)法人 **10万円** / 月、個人 **5万円** / 月  
 を上限に支給

【申請期間 (9月分) : 令和3年10月1日~11月30日】  
 【申請期間 (10月分) : 令和3年11月1日~令和4年1月18日】

酒類の提供を停止する飲食店と取引があり、売上が前年又は前々年の同月比で  
 (ア) 50%以上70%未満減少 (9,10月対象)  
 (イ) 70%以上90%未満減少 (9,10月対象)  
 (ウ) 90%以上減少 (9,10月対象)  
 (エ) 15%以上30%未満減少  
 (9月~10月2カ月連続で減少した場合に限る)  
 している中小企業者等に対し、支援金を支給  
 ※ただし、(ア) (イ) (ウ) は、国の月次支援金の給付対象であることも要件

【県】福岡県中小企業者等月次支援金  
 コールセンター  
 0120-876-866 (平日9時~17時)



併給不可

10月分追加

### 市 売上が減少した事業者への支援

法人 **20万円** / 月  
 個人 **10万円** / 月を上限に支給

【申請開始 (8月分) : 令和3年9月1日 ~11月15日】  
 【申請開始 (9月分) : 令和3年10月1日~12月14日】  
 【申請期間 (10月分) : 令和3年11月1日~令和4年1月21日】

飲食店への休業・時短要請や不要不急の外出・移動の自粛等の影響で、5~9月の売上が減少した事業者のうち、国の月次支援金や県の協力金の対象とならない中堅・中小企業、個人事業者に対し、中小法人等20万円/月、個人事業者等10万円/月を上限に支給

【市】売上が減少した事業者への支援事務局  
 092-286-7137  
 (平日9時~17時)



・酒類の提供を停止する飲食店と取引のある酒類販売事業者は、国の「月次支援金」と県の「中小企業者等月次支援金」を併給できる可能性があります。  
 ・国の「月次支援金」や県の「感染拡大防止協力金」の対象となる場合は、市の「売上が減少した事業者への支援」は受けられません。



**11月1日現在の情報です。** 各支援策の詳細や最新情報、その他の支援策についての情報は、ホームページをご確認ください。  
[https://www.city.fukuoka.lg.jp/shicho/koho/health/covid19\\_ji.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/shicho/koho/health/covid19_ji.html)

福岡市 コロナ支援

検索

# < 事業者向けの主な支援制度 >

	援制度・窓口等	問い合わせ先
給付金（もらえる）	<p><b>雇用調整助成金</b></p> <p>労働者の一時休業などにより<b>雇用維持を図った場合に休業手当等の一部を事業主へ助成</b></p> <p>特例措置は 令和4.3月末まで延長！</p>	<p>【国】福岡助成金センター 雇用調整助成金分室 092-402-0537 平日8:30~17:15</p> <p>【国】雇用助成金コールセンター 0120-60-3999 9:00~21:00（土日祝日対応）</p>
	<p><b>事業者向け支援金等</b></p> <p><b>申請サポート事業（サポート金の支給）</b></p> <p>国・県・市の事業者向け支援制度の申請手続きを、行政書士または社会保険労務士に依頼した際に生じる、行政書士または社会保険労務士に支払う報酬の一部を支援 （上限5~10万円、支援制度によって異なる）</p>	<p>【市】申請サポートセンター 092-600-4928 平日9:00~17:00</p> 
	<p><b>福岡市新規創業促進補助金</b></p> <p>国の特定創業支援等事業を活用し登録免許税半額軽減を受け会社を設立した方に対し、残りの半額相当額を支援</p>	<p>【市】経済観光文化局 創業支援課 092-711-4455 平日9:00~17:00</p>
	<p><b>感染症対応シティ促進事業&lt;第2期&gt;</b></p> <p>来店型の施設等を対象に、感染症対策強化の取り組みにかかる工事経費や物品・サービス導入経費の3分の2、60万円（うち、物品・サービス導入経費は上限20万円）を上限に支援 ※前回（令和3年3月10日から6月30日）交付決定を受けた方は申請できません。 【申請期間：令和3年9月13日~11月12日】</p>	<p>【市】感染症対応シティ促進事業&lt;第2期&gt;申請事務センター 092-600-1242 平日9:00~18:00</p> 
融資（かりる）	<p><b>福岡市商工金融資金制度</b></p> <p>・経営安定化特別資金（特例枠）（保証料ゼロ、融資利率1.3%） ※融資申込に際しては、事前にセーフティネット保証4号または危機関連保証の市の認定が必要となります。</p>	<p>【市】中小企業サポートセンター（経営支援課） 092-441-2171 平日9:00~16:30 ※取扱金融機関（お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。）</p>
	<p><b>日本政策金融公庫の特別貸付</b></p> <p>・実質無利子・無担保融資（特別利子補給） ・既往債務の借換も可能（実質無利子化） ・新型コロナウイルス感染症特別貸付 等 ・衛生環境激変対策特別貸付（旅館業、飲食店営業等） ・農林漁業セーフティネット資金農林漁業者向け）</p>	<p>・日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 平日9:00~17:00 ・土曜電話相談（9時~15時） 小規模事業者・個人事業主 0120-112476 中小企業 0120-327790 農林漁業者等 0120-926478</p>
相談したい	<p><b>事業者向け共同相談窓口</b></p> <p>福岡商工会議所ビルに設置の共同相談窓口（総合受付2階） 新型コロナウイルス感染症対策として、福岡商工会議所と福岡市が連携のうえ、経営相談窓口を設置</p>	<p>福岡商工会議所 092-441-2161、092-441-2162 平日9:00~17:00（12~13時除く）</p>
	<p><b>事業者向け支援金等</b></p> <p><b>申請サポート事業（相談対応）</b></p> <p>事業者向け支援施策に関する電話相談に対応 申請手続き方法や必要書類などの相談を希望する場合は、<b>専用相談サポーターが無料で訪問</b>し対応 ※訪問の対象となる支援金等には限りがあります</p>	<p>【市】申請サポートセンター 092-600-4928 平日9:00~17:00</p>